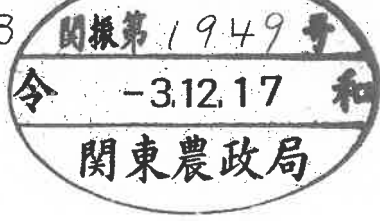


3



(公印省略)

3 農振第 1 8 8 1 号
令和 3 年 1 2 月 1 6 日

関東農政局長 殿

農林水産事務次官

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法等の施行について

今般、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令（令和3年政令第137号）及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行規則（令和3年総務省・農林水産省・国土交通省令第1号）が施行され、この施行に当たっては、既に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行について」（令和3年4月1日付け総行過第23号・2農振第3808号・国国地第99号・2文科施第497号・厚生労働省発政総0401第4号・20210329地第3号・環自総発第2104016号総務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、環境大臣通知）が発出されたところである。特に過疎地域における農林水産業の振興に当たっては、次の点に留意の上、上記の法令の円滑な運用に格段の配慮をされるとともに、貴局庁管内都道府県及び市町村に対して周知いただくようお願いする。

また、「過疎地域自立促進特別措置法の施行について」（平成12年6月1日付け12構改B第609号農林水産事務次官通知）は、廃止するので、御了知願いたい。

なお、貴局管内都県知事に対しては、貴職から通知されたい。

以上、命により通知する。



過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法等の施行について

令和3年12月16日付け3農振第1881号農林水産事務次官依命通知 制定

今般、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令（令和3年政令第137号）及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行規則（令和3年総務省・農林水産省・国土交通省令第1号）が施行された。

同法の施行に当たっては、既に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行について」（令和3年4月1日付け総行過第23号・2農振第3808号・国国地第99号・2文科施第497号・厚生労働省発政総0401第4号・20210329地第3号・環自総発第2104016号総務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、環境大臣通知）が発出されたところである。特に過疎地域における農林水産業の振興に当たっては、次の点に留意の上、上記の法令の円滑な運用に格段の配慮をされるとともに、貴局庁管内都道府県及び市町村に対して周知いただくようお願いする。

以上、命により通知する。

別紙

第1 基幹道路の指定の手続、経費等について

- 1 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「法」という。）第16条第1項の規定に基づく、過疎地域における市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道（過疎地域とその他の地域を連絡する市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道を含む。）の指定は、次に掲げる農道、林道又は漁港関連道であって、その新設又は改築を市町村が行うことが当該市町村の財政的又は技術的水準から見て著しく困難又は不適當であると認められるものについて行うものとする。

(1) 農道

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき新設又は変更される農業用道路であって、次の要件を満たすもの

ア 受益面積が30ヘクタール以上であること。

イ 延長が800メートル以上で、かつ、幅員（全幅）が4メートル以上であること。

(2) 林道

森林法（昭和26年法律第249号）第193条の規定に基づきその開設又は拡張につき国が補助する林道であって、その利用区域の森林面積が50ヘクタール以上であるもの

(3) 漁港関連道

農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成22年4月1日付け21農振第2567号農林水産事務次官依命通知）別表の水産物供給基盤整備事業に規定する漁港関連道であって、次のいずれかに該当するもの

ア 農林漁業用揮発油税財源身替漁港関連道整備事業実施方針（昭和40年8月19日付け40水港第2989号農林事務次官依命通知）第2の(1)に規定する主要漁港関連道であること。

イ ア以外の漁港関連道であって、事業規模がアの主要漁港関連道と同等以上のものであること。

ウ ア及びイ以外の漁港関連道であって、その路線が市町村の区域を超えるもの又は延長が500メートル以上で、かつ、幅員（全幅）が4メートル以上のものであること。

- 2 法第16条第4項の規定に基づき市町村に対し経費を負担させる場合には、同項は単に都道府県の財政負担の軽減を趣旨とするものではなく、市町村に対し基幹道路整備事業に要する経費の全部又は一部を負担させることにより、基幹道路整備事業の更なる推進を目指したものであることに留意されたい。

- 3 この通知に定めるもののほか、基幹道路の指定につき必要な事項は、農村振興局長、林野庁長官及び水産庁長官が別に定める。

第2 国有林野の活用について

- 1 過疎地域持続的発展市町村計画の実施に当たって、過疎地域における生産機能及び生活環境の整備等のために国有林野の活用が必要である場合には、法第 39 条の規定に基づき、国は森林・林業基本法（昭和 39 年法律第 161 号）第 5 条の規定の趣旨に即して、その円滑な実施が図られるよう配慮することとしている。
- 2 都道府県は、過疎地域持続的発展方針及び過疎地域持続的発展都道府県計画を策定し、又は過疎地域持続的発展市町村計画の策定について協議を受ける場合において、国有林野の活用に関する事項が含まれるときは、あらかじめ、当該事項について所轄森林管理局と十分連絡調整するよう留意されたい。

第 3 株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付けについて

- 1 計画の策定について
法第 21 条に基づく農林漁業の経営改善のための計画（以下「経営改善計画」という。）又は農林漁業の振興のための計画（以下「振興計画」という。）の作成に当たっては、別記様式例を参考とされたい。
- 2 経営改善計画及び振興計画の認定基準について
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 21 条の農林漁業の経営改善又は振興のための計画に関する省令（令和 3 年農林水産省令第 24 号）第 3 条第 1 号に掲げる基準については、以下の点に留意されたい。
 - (1) 経営改善計画及び振興計画一般について
 - ア 同令第 1 条第 5 号に規定する経営改善資金又は同令第 2 条第 5 号に規定する振興資金により農林漁業用施設等を共同して導入しようとする場合は、当該施設等の共同利用に係る管理規程又は共同利用計画が含まれるものであること。
 - イ 当該経営改善計画又は振興計画の対象となっている農用地等を含む市町村の過疎地域持続的発展市町村計画の内容に適合していること。
 - ウ 当該経営改善計画又は振興計画の対象となっている過疎地域の市町村以外からの雇用労働力に依存する割合が低いこと。
 - (2) 農業に係る経営改善計画及び振興計画について
作目の選択について、主産地形成の方向を考慮したものであること。
 - (3) 林業に係る経営改善計画及び振興計画について
人工造林、林道の開設及び経営規模の拡大が計画されているものであること。
 - (4) 漁業に係る経営改善計画及び振興計画について
 - ア 漁船について、その動力化、大型化又は性能向上が計画されているものであり、かつ、漁業調整及び水産資源保護にも配慮されたものであること。
 - イ 能率的な漁具又は漁法の導入その他の漁業の近代化が計画されているものであること。

第 4 激変緩和措置について

各種補助事業のうち過疎地域に対する特例措置が設けられているものについては、法

附則第5条に規定する特定市町村の区域（法附則第6条第1項、第7条第1項又は第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）は、令和3年度から令和8年度までの間、法附則第5条に規定する特別特定市町村の区域（法附則第6条第2項、第7条第2項又は第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）は、令和3年度から令和9年度までの間、激変緩和のため経過措置が別途講じられているので留意されたい。

別記様式例
(経営改善計画・個人用)

関係機関名			
年月日			
可	否		

農林漁業経営改善計画認定申請書

知事 殿

令和 年 月 日

申請者	住所	(ふりがな)
	氏名	(ふりがな)

振興山村・過疎地域経営改善資金の借入を必要としますので、農林漁業経営改善計画書を添えて申請いたします。

農林漁業経営改善計画書	目標年次
	令和 年 (年目)

1. 農林漁業経営の現況及び改善目標

① 家族及び雇用	氏名	年齢	経営主の続柄	農林漁業従事日数		② 経営する土地	区分	現況	目標		
				現況	目標						
								a	a		
						田					
						普通畑					
						樹園地					
						牧草地					
						農地小計					
						採草放牧地					
						森林					
						その他					
						合計					
	計										
	雇用		常雇	人	臨時雇	延	人				
	備考										
③ 家畜	区分	現況			目標						
	乳牛	頭			頭						
	肉用牛										
	豚										
	鶏	羽			羽						
	その他()										
④ 農林漁業用施設・機械等											
⑤ 生産と販売	生産物名	現況					目標				
		生産規模	生産量	単価	生産額	所得	生産規模	生産量	単価	生産額	所得
				千円	千円					千円	千円
	計										
⑥ 収入及び支出(千円)	区分	現況		目標		区分	現況		目標		
	農林漁業所得(A)	千円		千円		税引所得(E=C-D)	千円		千円		
	農林漁業外の所得(B)					家計費(F)					
	農林漁家所得(C=A+B)					農林漁家経済余剰(G=E-F)					
	租税公課諸負担(D)					償還元利金(H)					

2. 経営改善と所要資金

区分	事業内容		1年目 (年)				
			事業量	事業費	資金計画		
					借入金	自己資金	その他資金
株式会社 資金の貸付 政策対象 金融事業 公庫	経営改善 資金			千円	千円	千円	千円
		計					
関連事業							
	計						
合計							

年目 (年)					合計				
事業量	事業費	資金計画			事業量	事業費	資金計画		
		借入金	自己資金	その他資金			借入金	自己資金	その他資金
	千円	千円	千円	千円		千円	千円	千円	千円

3. 負債及び償還計画

区分	資金名	借入 (予定) 年度	借入(予定)条件			借入金残高 又は 借入予定額 千円	年間償還元利金	
			年利	据置期間	償還期限		現況	目標時
		年度	%	年月	年月	千円	千円	千円
新規 借入金								
	小計							
既往 借入金								
	小計							
合計								

4. 備考

(経営改善計画・法人用)

関係機関名			
年月日			
可否			

農林漁業経営改善計画認定申請書

知事 殿

令和 年 月 日

申請者	住所	(ふりがな)
	団体名	(ふりがな)
代表者名		

振興山村・過疎地域経営改善資金の借入を必要としますので、農林漁業経営改善計画書を添えて申請いたします。

農林漁業経営改善計画書	目標年次
	令和 年 (年目)

1. 事業計画の概要

(1) 事業目的
(2) 事業内容

2. 法人の概要

法人の名称				設立根拠法				
主な事業所所在地				出資金				
設立年月日				構成員数				
構成員の状況	氏名	年齢	役職名	出資金		従事日数		法人の事業内容
				現況	目標	現況	目標	
雇用		常雇 (現) 人 (目)		人		臨時雇 (現) 延 人 (目) 延 人		

3. 経営の現況及び改善目標

土地	区分	現況	目標	農林漁業用施設・機械等	建物・施設	区分	現況	目標	
	田 普通畑	a	a				機械等		
家畜									
生産・販売	生産物名	実績				目標			
		生産量	単価	生産額	生産量	単価	生産額		
				千円				千円	
	計								

4. 収支実績と計画及び資金運用計画

区分			実績			計画			目標	
			年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	
収支の実績と計画	収益	事業収益								
		事業外収益								
		計								
		費用	生産費用							
			構成員給与・雇用労賃							
	減価償却費									
	一般管理費									
	借入金利子									
	当期利益	その他事業外費用								
		計								
			年度	年度	年度					
			千円	千円	千円					
資金運用計画	受入	期首現預金								
		当期利益（除増殖）								
		減価償却費								
		増資								
		借入金	公庫資金							
			その他							
	計									
	支出	前期利益処分								
		今回事業費								
		借入金償還金								
計										
差引次期繰越										

(収支実績と計画の基礎)

区分			実績	目標
主要取引先・取引条件	生産物			
	資材等			
生産方式・技術指標等				
収支実績と計画の算出基礎				

5. 経営改善と所要資金

区分	事業内容		1年目 (年)				
			事業量	事業費	資金計画		
					借入金	自己資金	その他資金
株式会社 資金の貸付 政策対象 金融事業 公庫	経営改善 資金			千円	千円	千円	千円
		計					
関連事業							
	計						
合計							

年目 (年)					合計				
事業量	事業費	資金計画			事業量	事業費	資金計画		
		借入金	自己資金	その他資金			借入金	自己資金	その他資金
	千円	千円	千円	千円		千円	千円	千円	千円

6. 負債及び償還計画

区分	資金名	借入 (予定) 年度	借入(予定)条件			借入金残高 又は 借入予定額 千円	年間償還元利金	
			年利 %	据置期間 年月	償還期限 年月		現況 千円	目標時 千円
新規 借入金		年度	%	年月	年月	千円	千円	千円
	小計							
既往 借入金								
	小計							
合計								

7. 備考

(振興計画・法人・団体用)

関係機関名			
年 月 日			
可 否			

農 林 漁 業 振 興 計 画 認 定 申 請 書

知事 殿

令和 年 月 日

申請者	住所	(ふりがな)
	団体名	(ふりがな)
		代表者名

振興山村・過疎地域経営改善資金の借入を必要としますので、農林漁業振興計画書を添えて申請いたします。

農 林 漁 業 振 興 計 画 書	目標年次
	令和 年 (年目)

1. 事業計画の概要

(1) 事業目的

(2) 事業内容

2. 法人・団体の概要

法人・団体の名称				設立根拠法				
主な事業所所在地				出資金				
設立年月日				構成員数				
構 成 員 の 状 況	氏名	役職名	住所			出資金		
	-----	-----	-----			-----		
	-----	-----	-----			-----		
	-----	-----	-----			-----		
法人・団体の事業内容								
受 益 面 積 等	区分	現況	目標	収 支 計 画 (千 円)	収 入	区分	現況	目標
	普通畑	a	a			利用料		
	樹園地							
	牧草地					計		
	農地小計					運営費		
	採草放牧地				減価償却費			
	森林							
	その他				計			
	合計				差引余剰			
農 林 漁 業 用 施 設 ・ 機 械 等	区分	現況	目標	構成員の利用料等の 負担方法				

3. 施設等の整備事業計画・資金計画

事業種類	事業内容	事業費	資金計画			
	規模・能力		補助金	公庫資金	自己資金	その他
		千円	千円	千円	千円	千円
合計						

4. 農林漁業振興と所要資金

区分	事業内容		1年目（ 年）					
			事業量	事業費	補助金	資金計画		
						借入金	自己資金	その他資金
株式会社 資金の貸付 政策対象 金融事業 公庫	経営改善 資金			千円	千円	千円	千円	千円
		計						
関連事業								
	計							
合計								

年目（ 年）						合計					
事業量	事業費	補助金	資金計画			事業量	事業費	補助金	資金計画		
			借入金	自己資金	その他資金				借入金	自己資金	その他資金
	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円	千円	千円	千円

5. 負債及び償還計画

区分	資金名	借入 (予定) 年度	借入(予定)条件			借入金残高 又は 借入予定額 千円	年間償還元利金	
			年利	据置期間	償還期限		現況	目標時
		年度	%	年月	年月	千円	千円	千円
新規 借入金								
	小計							
既往 借入金								
	小計							
合計								

6. 備考

計画記入上の注意事項

	経営改善計画	個人用
目標年次	本計画は、申請者の経営状況に応じ5年ないし10年後を目標年次として作成することとし、その最終年次が何年目（令和何年）になるか記入する。	
1 農林漁業経営の現況及び改善目標		
①家族及び雇用	「常雇」とは、6か月以上継続して雇用する人とする。 「備考」欄には、経営者が高齢の場合、後継者の有無を記入する。	
②経営する土地	借入地は、内数を（ ）で記入する。 「樹園地」は、作物別のみかん園、茶園等と記入する。 「採草放牧地」とは、農地以外の土地で主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧に供されるものをいう。	
③家畜	頭数は各年末の頭数とする。 成牛は生後満2年以上のもの、育成牛は生後満2年未満のもの。 羽数は年間を通じての平均的な飼養羽数（常時飼養羽数）とする。 牛、豚及び鶏以外の家畜がある場合には「その他」の（ ）内に具体的な種類を記入するとともに、その頭数等を記入する。	
④農林漁業用施設・機械等	「区分」欄に、具体的に建物、施設、機械等の名称を記入するとともに、「現況」欄及び「目標」欄に、棟数、面積、台数等を記入する。なお、施設等が共有の場合は、棟数等の後にその持分を1/3、1/5等と付記する。	
⑤生産と販売	「生産規模」の欄には、作付面積、飼養頭数等を記入する。 「単価」の欄には、生産物の1単位当たり販売価格を円/kg等の単位で記入する。 「生産額」は、「生産量」×「単価」により算出する。	
⑥収入及び支出	「農林漁業所得」には、⑤の「生産と販売」の表の「現況」の「所得」欄の計の数字を記入する。 「農林漁業外の所得」とは、農林漁業以外の事業所得、労賃、給料、配当利子、被贈扶助収入、補助金、共済受取金等とする。 「租税公課諸負担」とは、各種税金、部落会費、各種組合費、寄付金、共済掛金等とする。 「家計費」とは、飲食費、被服費、光熱費、住居費、保険衛生費、交通通信費、学校教育費、教養娯楽費、交際費、慶弔費、その他雑費のうち現金支出部分だけの合計とする。	
2 経営改善と所要資金	経営改善の措置が数年にまたがる場合には、年次別に計画を記入する。なお、必要がある場合には、適宜年次の欄を追加して記入する。 「事業内容」欄には、実施する事業の内容、施設等の構造、形式、能力等をなるべく詳細に記入する。 「事業量」欄には、棟数、面積、台数（大きさ別）、頭数等を記入する。 なお、農業機械化促進法施行令（昭和40年政令第209号）第3条に規定する特定高性能農業機械を購入する場合には、「事業量」欄に受託面積をも含めた利用面積を（ ）で記入する。 また、購入する施設等が共同利用施設等である場合には、棟数等の後に申請者の持分を1/3、1/5等と付記する。 なお、この場合には、「事業費」欄及び「資金計画」欄には、申請者の持分に対応する負担額のみを記入する。 「資金計画」の「その他資金」欄には、県単独の補助金、市町村単独の補助金等が交付される場合に記入する。 「関連事業」とは、本計画に関連し、農業近代化資金、自己資金等により実施する事業とする。	
3 負債及び償還計画	「新規借入金」とは2の資金とする。 「既往借入金」とは、申請者のすべての既往の借入金とする。	
4 重要な変更	重要な変更の承認を受けようとする場合は、変更箇所を朱書きした農林漁業経営改善計画書を農林漁業経営改善計画変更承認申請書に添付し、都道府県知事に提出するものとする。	
5 備考	事業計画が共同利用施設等の持分に係る場合には、当該施設等の管理運営計画等を記入する。	

経営改善計画 法人用	
目標年次	個人用の目標年次に準じて記入する。
1 事業計画の概要	事業目的・内容に関して簡潔に記入する。
2 法人の概要	「構成員」は、当該過疎地域内に住所を有する者については、氏名の左側に○印を付する。
3 経営の現況及び改善目標	「土地」欄は、個人用の②経営する土地に準じて記入する。 「家畜」欄は、個人用の③家畜に準じて記入する。 「農林漁業用施設・機械等」欄は、個人用の④農林漁業用施設・機械等に準じて記入する。 「生産規模」欄には、作付面積、飼養頭数等を記入する。 「単価」欄には、生産物の1単位当たり販売価格を円/kg等の単位で記入する。 「生産量」欄は、生産量と販売量が異なる場合には、()内に販売量を記入する。
4 収支実績と計画及び資金運用計画	「実績」欄には、当期利益のみ最近3か年間を記入することとし、その他は最近1か年を記入する。 「計画」欄には5か年間を記入する。 「事業収益」は、主要な主産物ごとに区分する。 「生産費用」は素育(雛、素豚、素牛等)代、飼料代、肥料代等主要な費目ごとに区分する。
(収支実績と計画の基礎)	「主要取引先・取引条件」、「生産方式・技術指標等」及び「収支実績と計画の算出基礎」はなるべく詳細に記入する。
5 経営改善と所要資金	個人用の「2 経営改善と所要資金」に準じて記入する。
6 負債及び償還計画	個人用の「3 負債及び償還計画」に準じて記入する。
7 重要な変更	重要な変更の承認を受けようとする場合は、変更箇所を朱書きした農林漁業経営改善計画書を農林漁業経営改善計画変更承認申請書に添付し、都道府県知事に提出するものとする。
添付書類	定款、規約、最近年次の業務報告書及び最近年次の財務諸表を添付する。

振興計画 法人・団体用	
目標年次	経営改善計画に準じて記入する。
1 事業計画の概要	事業目的・内容に関して簡潔に記入する。
2 法人・団体の概要	<p>「構成員の状況」は経営改善計画・法人用に準じて記入する。 借地は内数を（ ）で記入する。 「樹園地」は作目別にみかん園、茶園等を記入する。 「採草放牧地」とは農地以外の土地で主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧に供されるものをいう。 「農林漁業用施設・機械等」の区分欄に具体的に建物、施設、機械等の名称を記入するとともに、「現況」欄及び「目標」欄に棟数、面積、台数等を記入する。</p>
3 施設等の整備事業計画・資金計画	施設規模又は機械の能力等について具体的に記入する。
4 農林漁業振興と所要資金	<p>農林漁業振興の措置が数年にまたがる場合には、年次別に計画を記入する。なお、必要がある場合には、適宜年次の欄を追加して記入する。 「事業内容」の欄には、実施する事業の内容、施設等の構造、形式、能力等をなるべく詳細に記入する。 「事業量」欄には、棟数、面積、台数（大きさ別）、頭数等を記入する。 なお、農業機械化促進法施行令（昭和40年政令第209号）第3条に規定する特定高性能農業機械を購入する場合には、「事業量」欄に受託面積をも含めた利用面積を（ ）で記入する。 「資金計画」のその他資金欄には、県単独の補助金、市町村単独の補助金等が交付される場合に記入する。 「関連事業」とは、本計画に関連し、農業近代化資金、自己資金等により実施する事業とする。</p>
5 負債及び償還計画	<p>「新規借入金」とは、4の資金とする。 「既往借入金」とは、申請者のすべての既往の借入金とする。</p>
6 重要な変更	重要な変更の承認を受けようとする場合は、変更箇所を朱書きした農林漁業振興計画書を農林漁業振興計画変更承認申請書に添付し、都道府県知事に提出するものとする。
7 備考	事業計画が共同利用施設等の持分に係る場合には、当該施設等の管理運営計画等を記入する。